

小田原市監査委員公表第15号

令和3年7月2日

小田原市監査委員 数馬 勝

小田原市監査委員 近藤 正道

小田原市監査委員 篠原 弘

監査結果に基づき市長が講じた措置の公表

令和3年5月28日付け監査第35号の監査結果に基づき市長が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法第199条第14項の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

No.	指摘等の内容	措置状況
1	<p>小田原市立中央図書案特定建築物環境衛生管理業務委託契約（令和2年度契約金額937,200円）を執行する際に、調査した限りでは平成30年度以降毎年同じ4者を指名していた。</p> <p>いずれの年度も同じ者が落札し契約を締結しているが、指名業者の固定化は競争を阻害する要因となることから、入札実績等により適宜指名業者を入れ替えるなどの対応が求められる。（図書館）</p>	<p>令和3年度と同契約については、業者を1者入れ替える措置を講じた。</p> <p>今後も指摘のとおり入札実績等により適宜指名業者を入れ替えるなどの対応を図っていく。</p>
2	<p>清掃手数料システム賃貸借契約において、受託者が個人情報の取扱いを第三者に委託する場合、市の書面による許諾が必要であると定めている。</p> <p>しかしながら、受託者が再委託許諾願を市へ提出していたにも関わらず、市は書面による許諾を行わず、委託の範囲、個人情報</p>	<p>指摘された内容については、許諾日及び許諾期間について法制面での確認を行い、令和3年3月18日付で、許諾期間を平成31年4月26日から令和6年6月30日までとして許諾することを受託者へ書面で通知した。</p>

	<p>報の取扱い等を確定することを怠った。</p> <p>個人情報については、漏えいや紛失が起これらぬよう、市は発注者の責務を果たさなければならぬ。(環境保護課)</p>	
3	<p>市の個人情報保護条例及び個人情報取扱事務委託要領により、委託契約に当たり、受託者において個人情報を取り扱うことが予定されているときは、受託者における個人情報管理体制を記載した書面の提出が義務付けられた「契約類型Ⅱ」による契約書式により契約を締結し、受託者から個人情報の管理体制に係る届出を受けることとされている。</p> <p>しかしながら、道路改良事業に伴う家屋調査等の委託契約において、居住者に関する調査など、個人情報を取り扱うことが予定されていたにも関わらず、個人情報管理体制を記載した書面の提出が義務付けられていない「契約類型Ⅲ」の契約書式により契約を締結し、受託者からの届出も受けていない事例が見受けられた。</p> <p>個人情報を取り扱うことが予定されている委託契約に当たっては、市は、受託者が個人情報保護のために講ずべき措置を明らかにするとともに、受託者の個人情報管理体制を確認する必要がある。</p> <p>(建設政策課、道水路整備課)</p>	<p>今回の指摘を踏まえ、個人情報の取扱いに留意していく必要があると考えており、今後の類似業務については「契約類型Ⅱ」による契約書式により、受託者が個人情報保護のために講ずべき措置を明らかにし、個人情報の管理体制に係る届出を受けることで、受託者の個人情報管理体制を確認する。</p> <p>また、他の委託業務についても、業務内容に適した個人情報取扱の契約書式により契約を締結するよう留意する。</p>